

くみあいニュース

第18号

◆ ご挨拶

春暖の候、組合員の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は組合事業にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

事業は概ね順調に進んでおり、地区内では建築工事も盛んに行われています。駅前のマンションの入居も3月から始まり、地区内は新しい住民の皆さんも徐々に増えています。4月には32街区の商業施設のオープン、夏頃には斎藤病院の新しい病棟も完成する予定で、今後益々活気がでてくることが期待できます。

今年度も役員一同気を引き締めて事業を推進していきたいと思っておりますので、引き続きご協力の程、よろしくお願いいたします。

理事長 梅村 利幸

◆ 第2回総会が開催されました

令和2年1月19日（日）17：00から井郷交流館で第2回総会を開催され、新しい役員が選任されました。

今回選任された役員は以下のとおりです。

（敬称略 ※は新任）

理事

梅村利幸、杉浦克彦、福岡谷雄、加藤千尋、
※河木一春、杉浦弘高、那須弘三、渡邊昌道、
※渡邊仁司、※渡邊 弥

監事

磯村貴史、小栗進也、※後藤美由喜



第2回総会開催風景

後日2月4日開催の第67回役員会で梅村利幸理事長、杉浦克彦副理事長、福岡谷雄副理事長、磯村貴史代表監事の再任が決定しました。

◆ 総代の改選について

総代選挙につきましては2月29日（土）に開催する予定でしたが、立候補者数が総代定数25名と同数だったため、選挙は行わず立候補者全員が総代になりました。

今回選任された総代の方々は以下のとおりです。

（敬称略 ※は新任）

※足立芳記、磯谷謙治、磯谷哲也、今井一利、今井銈三、今井鋭真、梅村克善、大橋 交、木村安雄、※近藤正臣、※近藤正敏、篠澤清秀、※杉浦基之、杉山久則、※鈴木睦明、深見隆夫、福岡 章、福岡正紀、三岡英隆、矢野幾也、山内茂昭、山田和孝、※山田 弘、山田泰男、※山田良一



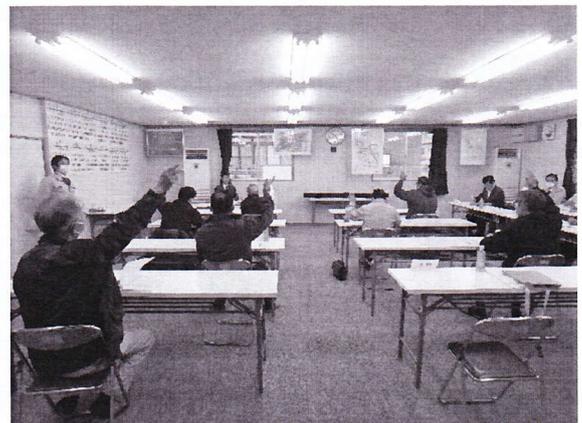
pixta.jp - 22021586

◆ 第16回総代会が開催されました

令和2年3月14日（土）に第16回総代会が開催されました。今回は新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の一環で人数を大幅に制限しての開催となりました。

会議に参加しない総代の皆さんには必要に応じて個別に議案説明を行って議決書をいただき、以下の5議案についてはすべて可決されました。

- 第1号議案 第4回事業計画の変更について
- 第2号議案 繰越明許費について
- 第3号議案 令和2年度予算について
- 第4号議案 定款の一部変更について
- 第5号議案 評価員の交替について



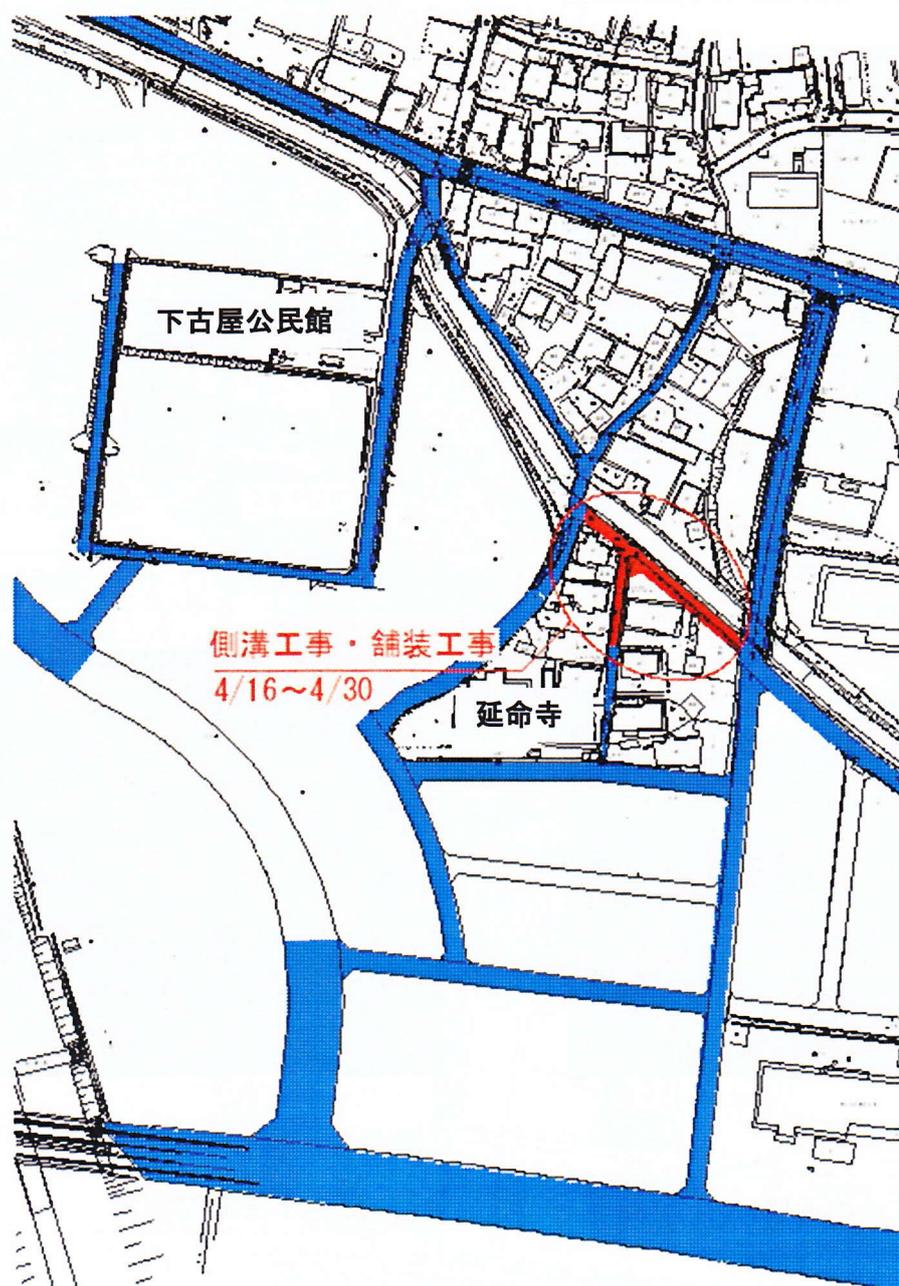
◆ 延命寺周辺の道路規制について

① 令和2年4月1日～令和2年4月15日まで



■ : 通行止の箇所
■ : 通行できる道路

②令和2年4月16日～令和2年4月30日まで



■ : 通行止め箇所
■ : 通行できる道路

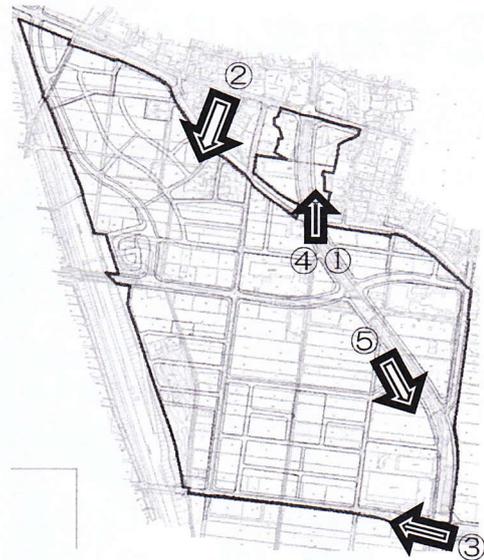
【規制方法等】

1. 通行止めは終日規制で実施し、規制区間の始点終点に迂回案内看板を設置しています。
2. 工事用出入口には交通誘導員を配置し、第三者が誤って入らないようにしています。
3. 道路の通行止めや切替などに関するお知らせを『工事案内看板』に掲示しています。

◆ 現在の工事の状況他

-撮影箇所-

① 整地工事34-2街区



② 区画道路6-9号



③ 区画道路10-1号 夜間舗装工事



④ 国道縦断管φ800mm



⑤ 5号水路据付状況

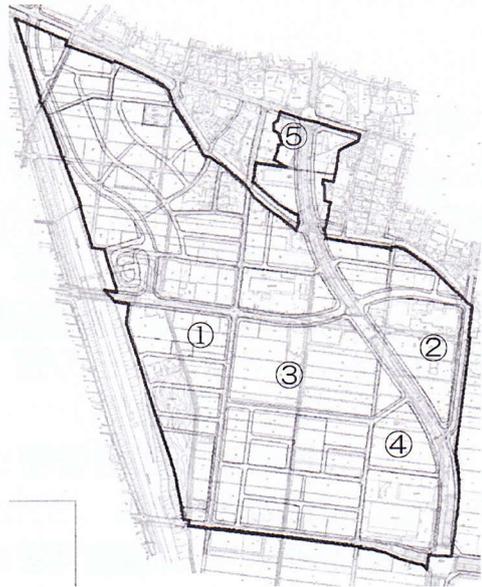


◆ 地区内の建築工事について

①四郷駅前マンション



1期のマンションは3月中旬から入居が始っています。隣の2期マンション工事も見物の姿を見せ始めています。



②斎藤病院



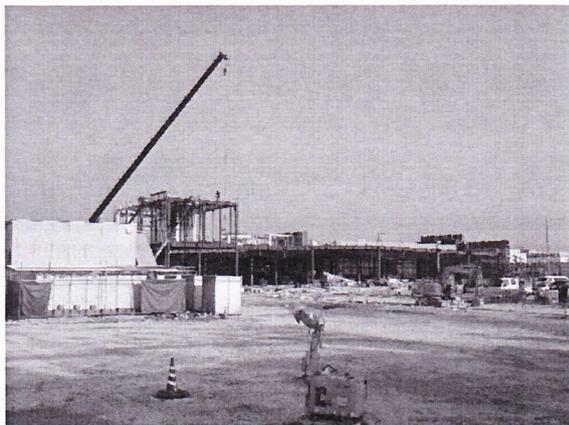
今年の夏オープンに向けて工事が急ピッチで進められています。

④32街区商業施設



32街区の商業施設は今月中旬によいよオープンします。

③24街区商業施設



共同賃貸街区の商業施設もようやく姿を見せ始めています。

⑤愛知トヨタ 移転新築工事



愛知トヨタの新しい店舗は今年の11月にオープンする予定です。

◆ 区域の南側の道路が市へ移管されます

事業区域の中央部を東西に走る四郷西山線より南側の市道につきましては、この3月の市議会で市道認定等の承認を受けた後、5月1日から豊田市に移管されます。（右の図面の青色で着色した道路）

移管後は豊田市が道路を管理することになります。

四郷西山線より北側の市道につきましては令和2年度末に移管する予定です。（右の図面の黄色で着色した道路）

令和2年5月1日移管

令和3年3月末移管予定



◆ 建築行為等の制限について

換地処分を行うより以前に、土地の形質の変更もしくは、建築物その他工作物の新築、改装、増築を行い、または移動の容易でない物件の設置、もしくはたい積（5トン以上）を行おうとする場合は、豊田市長の許可を必要としますので、事前に組合事務所へご相談の上、「土地区画整理事業施行地区内建築行為等認可申請書」（土地区画整理法第76条第1項の申請）を提出して下さい。

◆ 地権者の皆様へのお願い

下記に該当するような宅地および建物等に関する権利に異動が生じたときは、組合事務局までお知らせください。

- 地区内土地および建物の権利の異動が生じた場合（例：相続の発生、土地・建物の売買を行った場合など）
- 住所移転や連絡先などに変更が生じた場合（例：引越しなどで転居された場合など）

令和 2年 4月 1日 第18号

発行：豊田四郷駅周辺土地区画整理組合

事務所：住所 〒470-0373 豊田市四郷町六反田82番地

電話 0565-45-6251 FAX0565-45-6252

発行責任者：理事長 梅村 利幸 編集責任者：滝野 真道（事務局長）